所得税の確定申告、市民税・県民税の申告がはじまります

ー税の申告はお早めにー　申告は3月15日㈫までに

▶問合せ　税務課　市民税係（☎95-0116）

所得税の確定申告は刈谷税務署で

刈谷税務署ではパソコンを利用した申告書の作成補助を行っています。また、自宅のパソコンでも国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）から簡単に申告書を作成することができます。

◎確定申告に関するご質問・ご相談は刈谷税務署（☎(21)6211）へ。

※電話受付は自動音声で案内しています。所得税・消費税の確定申告、贈与税に関する相談の場合は「0」を選択してください。

※市役所税務課窓口では確定申告に関する相談は行っていません。

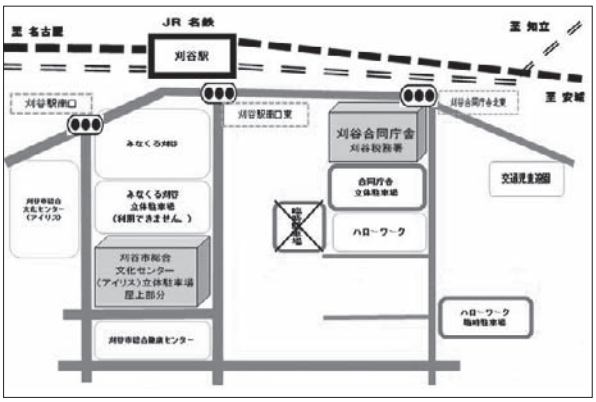

刈谷税務署（刈谷合同庁舎）　刈谷市若松町1－46－1

□所得税確定申告会場

▼とき　2月15日㈪～3月15日㈫（土・日曜日を除く）午前9時～午後5時（申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。）

※2月21日㈰、28日㈰は開設

▼ところ　刈谷税務署（刈谷合同庁舎）

■ 無料臨時駐車場

場　所	駐車場利用可能期間等
ハローワーク臨時駐車場	2月1日（月）～3月31日（木）
刈谷市総合文化センター（アイリス）立体駐車場屋上部分	2月16日（火）～3月15日（火） 平日（月～金曜日） ※2月21日（日）及び2月28日（日）はご利用できません。 ※上記以外にも、刈谷市総合文化センター（アイリス）の催事等により、ご利用できない場合があります。 ※お手数ですが、駐車券を確定申告会場までご持参ください。

注1）駐車台数に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。
注2）ハローワーク西側の臨時駐車場は、利用できなくなりました。

□確定申告書の送付

確定申告書は税務署から2月上旬から送付される予定です。なお、昨年パソコン等を利用して確定申告書を作成した人は、申告書が送付されない場合があります。申告書の送付に関しては、刈谷税務署にお問合せください。

※申告書は、申告会場にも用意してあります。国税庁ホームページから取得することもできます。また、2月上旬から市役所でも所得税の確定申告用紙（一部のみ）を用意する予定です。

□所得税の確定申告が必要な人

①次のいずれかに該当する人

・営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡などの所得があり、各所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計額より多い人

・所得税の源泉徴収をされていない日雇賃金などを受け取った人

・生命保険や簡易保険など満期、解約などで一時所得になる保険金を受取った人

・原稿料、印税、雑所得（公的年金、互助年金等）のある人

②給与所得者（サラリーマン）で次に該当する人

・給与収入の合計が2千万円を超える人

・給与所得の他に前記①の所得が20万円を超える人

・2か所以上から給与を受けている人で、年末調整がされていない従たる給与の収入と、そのほかの所得の合計額が20万円を超える人

□確定申告をすると所得税が戻る場合

確定申告をする義務のない人でも次のような場合は、申告をすれば所得税が還付になる場合があります。（源泉徴収されていない人は、還付はありません。）

・多額の医療費を支払った人（医療費控除）

・住宅ローンのある人（住宅借入金等特別控除）

・災害、盗難などにあった人

・中途退職などの理由で年末調整を受けていない人

※還付を受けるための申告書は、申告期間以外でも、刈谷税務署に提出（郵送可）することができます。

□確定申告に必要な持ち物

・申告書（郵送された人のみ）（申告会場にも用意してあります。）

・収入金額や必要経費の内訳（収支内訳書など）

・給与、公的年金などの源泉徴収票（原本）

・上場株式等の配当等の支払通知書、投資信託の収益の分配の支払通知書

・国民健康保険税、介護保険料の払込証明書（社会保険料控除額通知書）または領収書

・国民年金保険料の控除証明書または領収書

・生命保険、地震保険の保険料控除証明書

・障害者控除を受ける人は、障害者手帳など

・配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得金額のわかるもの

・医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書（支払った医療費が医療費控除の対象になるかわからない場合は税務署へお問合せください。）

・税金が還付になる人は、申告者本人の預貯金口座のわかるもの

・印鑑（朱肉をつかうもの）

・昨年の申告書の控え（ある人のみ）

・その他申告に必要と思われるもの

※書類が不足していると申告できない場合があります。

確定申告のお知らせ

－申告は自分で書いてお早めに、郵送で－
申告は3月15日㈫までに

刈谷税務署からのお知らせ

□東日本大震災の被害を受けて避難されている人へ

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難されている皆さんの国税に関するご相談等は、最寄りの税務署でお受けすることができます。

□公的年金等を受給されている人へ

平成23年度税制改正により、公的年金等の収入金額の合計額（複数から受給されている場合はその合計額）が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得（給与所得・個人年金など公的年金以外の雑所得・配当所得・生命保険の満期返戻金などの一時所得）金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。詳しくは刈谷税務署にお問合せください。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要でない場合であっても、住民税の申告が必要です。詳しくは市役所税務課市民税係までお問合せください。

□復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

所得税および復興特別所得税の確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

□住宅借入金等特別控除を受けられる人へ

住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入して、平成27年中に入居した場合で一定の要件を満たすときは住宅借入金等特別控除を受けることができます。

住宅借入金等特別控除を受けるため確定申告書を提出する際に必要な添付書類は次のとおりです。

必要書類

・確定申告に必要な持ち物（2ページ参照）
・住民票の写し
・家屋の登記事項証明書
・請負契約書または売買契約書等
・交付を受ける補助金等の額を証する書類
・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
・敷地等の登記事項証明書、分譲に係る契約書の写しなど（敷地等の購入に係る住宅ローン等について適用を受ける場合）

※認定長期優良住宅に該当する場合や住宅取得等資金の贈与を受けられた場合、控除を受けるための要件など、ご不明な点は刈谷税務署にお問合せください。

税理士による無料税務相談を行います

所得税の相談と併せて消費税・地方消費税の相談にも応じます。

▼とき　2月16日㈫～19日㈮　午前9時30分～11時・午後1時～4時

※受付時間内にお越しください。

▼ところ　市役所3階　第2・3会議室

▼対象者

①前年分の所得金額（青色申告特別控除前または事業専従者控除前）が300万円以下の人

②消費税課税事業者である場合には、基準期間（平成25年分）の課税売上高が3千万円以下で、かつ①に該当する人

③給与所得者および年金受給者の人

▼注意　会場ではe－Taxによる申告相談を行います。利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合はご持参ください。

なお、譲渡所得（土地、建物および株式等を売却された人）、山林所得、贈与税、相続税の申告をする人や税務署から来署案内が送付されている人は当会場では相談できません。

また、消費税・地方消費税の相談で記帳などに不備があり申告書の作成に長時間を要する場合や、青色申告特別控除65万円を受けようとする人で賃借対照表が作成されていないなど、決算書の作成に長時間を要する場合は当会場で相談できません。税務署の確定申告会場をご利用ください。

「平成27年分社会保険料控除額通知書」について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の「平成27年分社会保険料控除額通知書」は、1月下旬に発送を予定していますので、申告に必ずお持ちください。

なお、国民年金保険料の控除証明書については、日本年金機構から郵送されます。

確定申告のお知らせ

市民税・県民税の申告は市内の各会場で行います

税務課　市民税係（☎(95)0116）

□市民税・県民税の申告が必要な人

平成28年1月1日現在、市内在住で次に該当する人（ただし、所得税の確定申告をする人、前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は必要ありません。）

①給与所得者
・給与所得以外の所得があり、その金額が20万円以下の人
・2か所以上から給与を受けている人で年末調整を受けない給与の収入金額が20万円以下の人
・平成27年中に退職した人で、他に収入がない人

②年金所得者
・公的年金を受給していて、各種所得控除を受ける人
・公的年金以外の所得があり、その金額が20万円以下の人

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の計算のために申告が必要となる場合があります。例えば、年金収入400万円以下かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告の必要はありませんが、生命保険料や地震保険料等の控除（年金の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除）を住民税の計算に含める場合は市民税・県民税の申告が必要になります。

③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の各所得がある人

④昨年中収入のなかった人および非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみで次に該当する人
・国民健康保険に加入している人

※申告することにより国民健康保険税が軽減されることがあります。
・同世帯内の親族の税法上の扶養に入っていない人
・市民税・県民税の所得証明が必要な人

□市民税・県民税申告会場

【市役所申告会場受付案内】

▼とき　2月16日㈫～3月15日㈫（土・日曜日を除く）　午前9時～11時・午後1時～4時

※受付時間内にお越しください。

▼ところ　市役所3階　第2・3会議室

【出張申告会場受付案内】

とき	ところ
2/2㈫	文化会館（パティオ池鯉鮒）2階　ワークショップ室
2/3㈬	文化広場　第1研修室
2/4㈭	西丘コミュニティセンター集会室
2/5㈮	保健センター　2階検診室
2/10㈬	福祉の里ハツ田　3階さくら

▼時間　午前9時30分～11時30分・午後1時30分～3時30分

※出張申告期間中は担当職員が各会場へ出向き不在になるため、市役所での相談はできません。

【申告会場での注意事項】

申告書の作成に要する時間も考慮してご来場ください。申告会場が大変混雑し、待ち時間が長くなる場合もありますので、ご了承ください。

市民税・県民税申告書の送付

昨年の申告時に、申告書の送付を希望された人に1月中旬の発送を予定しています。申告書は申告会場、市役所税務課窓口にも用意しています。

市民税・県民税申告に必要な持ち物
・確定申告に必要な持ち物（2ページ参照）

市民税・県民税申告書の提出

ご提出のみの場合は、市役所税務課窓口および各申告会場前の提出箱へ。郵送での提出は市役所税務課宛にお送りください。

□所得税の確定申告の受付

申告する所得（収入）が給与所得、公的年金等の雑所得の場合（確定申告様式A様式の人）は市役所申告会場・出張申告会場で相談・受付しますが、次の人は市役所申告会場・出張申告会場では相談できませんので、刈谷税務署で相談してください。

①営業、農業、不動産、株式、土地等の譲渡所得のある人（確定申告様式B様式の人）
②住宅借入金等特別控除を受ける人
③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する人
④平成27年中に贈与を受けた人
⑤外国人で所得税の確定申告をする人
⑥外国に居住する親族を扶養している人
⑦過年度（平成27年分以外の年分）の確定申告をする人
⑧修正申告・更正の請求をする人

※相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告については刈谷税務署へご相談ください。

※確定申告期間中は、確定申告書の提出箱（刈谷税務署行）を市役所税務課窓口および各申告会場前に設置します。（提出のみで相談や内容の確認はできません。）

ふるさと納税に係る寄附金控除について

平成27年4月1日以降にふるさと納税された人のうち、ワンストップ特例の申請をしている場合などで、次のいずれかに該当する人は、ワンストップ特例の申請の有無にかかわらず、全てのふるさと納税に係る寄附金を含めて確定申告をする必要があります。

①平成27年分の確定申告をする人
例えば、医療費控除等の適用を受けるため、確定申告をする場合には、ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金についても、医療費控除等と併せて確定申告をする必要があります。

②ふるさと納税先が6団体以上ある人

確定申告書の作成はパソコンで！税務署にいかなくても確定申告ができます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税、消費税（個人）の確定申告書や青色決算書、贈与税の申告書などが作成できます。
※平成24年分の申告から贈与税申告についてもe-Tax（電子申告）を利用できるようになりました。

ステップ1　申告書データの入力
・入力したデータを基に税額などが自動計算
・作成途中のデータも保存可能

ステップ2　プリントアウト（印刷）

ステップ3　税務署に提出（郵送可）
〒448－8523　刈谷市若松町1－46－1

e-Taxをはじめよう！

ステップ1で作成した申告書データを、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

【事前準備】
① 電子証明書を取得（手数料が必要です。また、有効期限は3年です。）
※住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、その有効期間内であれば継続して使用することができます。

ICカードリーダを用意
② 開始届出書を提出（送信）し、利用者識別番号を取得
③ ソフトのインストールと初期登録

【利用開始】
④「確定申告書作成コーナー」で所得税や消費税（個人）のデータ作成
⑤ e-Taxを利用して申告書の提出
（参考）平成29年1月以降、e-Taxを利用して提出する場合については、電子証明書やICカードリーダを利用しない新たな認証方式が導入される予定です。（従来の認証方式も利用することが可能です。）

【e-Taxホームページ】http://www.e-tax.nta.go.jp
利用開始の手続き、ご利用時間、パソコン環境、操作方法、Q＆Aなど、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。ご利用前にぜひご覧ください。
【e-Taxの操作に関する問合せ】　e-Tax・作成コーナーヘルプデスク　（☎0570－01－5901）
【税に関する情報】国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」　http://www.nta.go.jp

高額療養費の支給申請手続きは確定申告前に行ってください

確定申告では、前年中に支払った医療費が医療費控除の対象となり、対応する領収書を提出することがあります。

しかし、確定申告で領収書を提出した場合、医療機関での支払額を確認できなくなるため高額療養費の支給申請を受付できません。高額療養費の支給が見込まれる人は、確定申告の前にお手続きください。（支給が見込まれる人には、受診から約2か月後に通知書をお送りしますが、通知が届く前に申請することも可能です。高額療養費が支給されるか確認したい場合は、領収書をお持ちのうえ、国保医療課までお問合せください。なお、申請には被保険者証、印鑑、世帯主の通帳、領収書が必要です。）

▼問合せ　国保医療課　国保年金係（☎(95)0123）